

## 告 示

### 埼玉県選管告示第十七号

埼玉県の区域において参議院議員通常選挙が行われることとなったため、令和七年五月二十九日から参議院議員通常選挙の期日までの間、埼玉県の区域においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

令和七年五月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳